

○救慰金の授与について

〔昭和47年5月7日
甲通達（務・監）第25号〕

このたび、警察官の家族が警察官の職務執行に基因して他人から危害を加えられ、そのため死亡または負傷した場合には、警察官の救済慰労と士気の高揚に資する趣旨から、別添警察庁指示のとおり救慰金が授与されることになったので、了知のうえ遺憾のないようにされたい。

警察庁甲務発第143号

写

警察庁甲官発第35号

昭和47年5月1日

本 庁 各 局 課 長

各 参 事 官

警 察 大 学 校 長

科 学 警 察 研 究 所 長

皇 宮 警 察 本 部 長

各 管 区 警 察 局 長 殿

東 京 都 警 察 通 信 部 長

北 海 道 警 察 通 信 部 長

警 視 総 監

各 道 府 県 警 察 本 部 長

各 方 面 本 部 長

警 察 庁 長 官

救慰金の授与について

このたび、警察官の家族が警察官の職務執行に基因して他人から危害を加えられ、そのために死亡または負傷した場合には、次のとおり救慰金を授与することとしたので了知されたい。

記

1 救慰金を授与する場合

救慰金は、警察官の正当な職務執行に直接基因して、当該警察官の配偶者、父母または子が他人から危害を加えられ、そのために死亡し、または重い身体障害が残った場合に当該警察官に授与す

る。

2 救慰金の額

救慰金の額は、最高限度額を100万円とし、被害の限度等を勘案して個別にその額を決定する。

警察庁丙人発第55号

写

警察庁丙会発第19号

昭和47年5月1日

本 庁 各 局 課 長

各 参 事 官

警 察 大 学 校 長

科学警察研究所長

皇 宮 警 察 本 部 長

各 管 区 警 察 局 長 殿

東京都警察通信部長

北海道警察通信部長

警 視 総 監

各道府県警察本部長

各 方 面 本 部 長

警 察 庁 警 務 局 長

救慰金の授与について（通達）

このたび、救慰金授与についての警察庁長官通達が発せられたが、これは、不幸にして警察官の家族が、警察官の職務執行に基因して他人から危害を加えられ、そのために死亡または負傷した場合に救慰金を授与し、もつて警察官の救済慰労と士気の高揚に資する趣旨から認められたものであり、この制度の実施については、次のとおりであるから、了知のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 救慰金の授与

救慰金は、警察庁長官が当該警察官に授与する。

2 救慰金授与の要件

(1) 当該加害行為が警察官の正当な職務執行に直接基因して行なわれたものであること。すなわち、

ア 警察官の正当な職務執行に伴う怨恨による場合

イ 警察官の正当な職務執行を妨害またはけん制する意図による場合のいずれかに該当して加害行為が行なわれたこと。

(2) 被害の程度が、次のいずれかに該当すること。

ア 死亡した場合

イ 重い身体障害（国家公務員災害補償法別表第1の第1級から第6級までの等級に該当する身体障害）が残る場合

(3) 被害者が当該警察官の配偶者、同居の父母または子（ただし、当該警察官が単身赴任している場合の別居の父母または子および遊学のため別居中の子を含む。）のいずれかであること。

3 その他

(1) 救慰金は、報償費から支出する。

(2) 当該警察官の職務執行に違法もしくは著しい不当行為が認められたとき、その他救慰金を授与することがふさわしくないと警察庁長官が認めたときは、救慰金は授与しない。